

「通信・放送の総合的な法体系について（中間論点整理）」に対する意見

項 目	意 見
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (2) 新たな法体系の理念・目的 【検討の方向・検討すべき事項】</p>	<p>放送法の目的として「放送による表現の自由を確保すること」等を掲げた同法第1条、放送番組編集の自由について規定した同法第3条等の条項について、平成20年6月12日最高裁判決は、「これらの放送法の条項は、放送事業者による放送は、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にあることを法律上明らかにするとともに・・・放送事業者が自ら定めた番組基準に従って番組の編集が行われるという番組編集の自律性について規定したものと解される」と述べ、どのような内容の放送をするかが放送事業者の自律的判断に委ねられるという放送の性質がこれらの法律の条項に拠って立つものであることを示しています。</p> <p>このように、「放送による表現の自由の確保」等を保障するこれらの法律の条項は、国民の間にも放送事業者の公共的な使命を性格づけるものとして定着しており、新たなメディアサービスにおける表現の自由を確保し、主として政府のコンテンツに対する干渉を排する趣旨から、総合的な法体系のもとにおいても、引き続き「放送による表現の自由の確保」等の保障規定に相当する規定を設けることが必要であると考えます。</p> <p>左記項目中③で指摘されている「表現の自由の確保」の位置付けについて、以上の点を踏まえて十分な検討が行われるよう要望します。</p>
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (3) 包括化の対象とすべき法律の範囲 【検討の方向・検討すべき事項】</p>	<p>放送法第二章の日本放送協会（以下「NHK」といいます。）の組織・業務に関する規定は、独立した法律ではありませんが、特定の法人に関する規定であるという点で、NTT法等と変わるところはありません。また、電波法は、電波の混信防止等により電波の公平かつ能率的な利用を確保することを目的として、伝送サービスに関係のない自営設備をも規律しており、こうした規定は独立してあるほうが法体系として簡明ではないかとも考えられます。</p> <p>左記項目中②に関しては、放送法のNHK関係規定および電波法を包括化の対象とすることが適当かどうかについて、以上の点を踏まえて十分な検討が行われるよう要望します。</p>

項 目	意 見
<p>4. コンテンツ規律に関する主な論点</p> <p>(1) メディアサービス（仮称）の範囲</p> <p>(2) メディアサービスの区分</p> <p>(3) メディアサービスに関する具体的規律</p>	<p>左記項目では、「規律」と「規制」という二つの表現が用いられていますが、その使い分けの意味するところは必ずしも明らかではありません。例えば、(2)においては、災害報道等の公共的役割に言及したうえで「特別な公共的役割を担うものとそれ以外を区分して規制する方向で検討することが適当」とされており、(3)においては、番組準則や調和原則等を指して「規制」という表現が用いられています。</p> <p>現行放送規律は放送事業者による自律を基本としたものであり、そもそも表現の自由を確保する観点からは、コンテンツの内容に関する政府の関与は極力控えることが重要です。上述のような点について行政による「規制」が広範に及ぶとすると、放送事業者の自律を基本とする現行法の趣旨にそぐわないものと考えられます。</p> <p>したがって、左記項目中の「規制」という表現のうち、コンテンツの内容にかかわるものについては「規律」に改められるよう要望します。</p>
<p>8. その他の論点</p> <p>(1) 特定の法人の位置付け 【検討の方向】</p>	<p>放送法は、NHKの目的を「あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ良い放送番組による国内放送を行う」とするなど、伝送設備とメディアサービス一体となって果たすべき公共放送の役割を定めています。したがって、総合的な法体系への移行に際しては、NHKの組織・業務に関する放送法の規定についても、新たな法体系に適合するよう幅広く検討する必要があると考えます。</p> <p>また、そもそも新たな法体系への移行は、通信・放送の融合・連携等のいっそうの進展を想定してこれに制度的に対応するものですので、NHKの組織・業務に関する放送法の関係規定を見直すに当たっても、機械的に新たな法体系に整合するよう置き換えるだけでは不十分であり、NHKの組織・業務の実態が新たな社会・経済状況に適合するものとなるよう、あわせて見直す必要があると考えます。</p> <p>総合的な法体系への移行に際して上述の点が重要な課題となることを十分に認識され、委員会の検討結果の取りまとめにあたってこの点について考慮されるよう要望します。</p>

項 目	意 見
<p>中間論点整理に掲げた論点以外に検討すべき論点</p>	<p>「4. コンテンツ規律に関する主な論点」において、メディアサービスは、「従来の放送の概念（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信）に範囲をとどめる方向で検討することが適当」とされています。この場合、メディアサービス事業者による電気通信の送信手段がどのように確保されるのか、とりわけ有限希少な資源である電波による送信手段がどのように確保されるのかは、産業全体のあり方にかかわる重要な問題であり、新たな法体系への移行に伴う大きな論点になるものと考えます。</p> <p>この点については、現在の放送事業の継続性を図る観点からも、検討すべき論点に加えられるよう要望します。</p>